

目 次

1 . 補償の内容は？	2 ~ 4
(1) 対象となる活動	2
(2) 対象となる活動者	2
(3) 補償の種類と主な支払補償金額	3
(4) 対象とならない事故の例	4
(5) その他	4
2 . 補償制度を利用するには？	4
3 . 事故が発生したら？（手続きの流れ）	5
4 . 市民活動サポート補償制度 Q&A	6 ~ 8
(1) 対象となる事故 Q & A	6 ~ 7
(2) 対象とならない事故 Q & A	7 ~ 8
5 . 安全に活動するために...	9

1. 補償の内容は？

(1) 対象となる活動

活動拠点が市内
無報酬の活動（交通費などは無報酬とみなす）
自発的かつ継続的・計画的に行われる活動
公益性のある活動

上記のすべてに当てはまり、おおむね以下のような活動が対象となります。

社会福祉活動・社会奉仕活動など

社会福祉施設などへの援護活動、高齢者や障害者への援護活動、清掃活動、資源回収・リサイクル活動など。

社会教育活動など

少年野球チームのコーチ、昔遊びボランティア活動など。

活動や競技への単なる参加者（例：凧揚げなど昔遊びに参加する児童やスポーツ少年団の選手など）や見物人は対象となりません。
危険度が高い運動（例：山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、スキューバダイビングなど）は対象となりません。

青少年育成活動・地域活動など

自治会・町内会・子ども会育成会などの活動、防犯・防災活動など。

自治会・町内会・子ども会育成会などについては、役員としての活動や各団体で実施するボランティア活動（小学生以上）などが対象となります。
競技者、参加者及び付き添いの保護者等は対象になりません。また、懇親や親睦を目的とした活動や宗教行事としての祭礼および危険度が高い祭礼（けんか祭り、だんじり祭りなど）も対象となりません。

(2) 対象となる活動者等（活動者名簿必須）

市内に活動の拠点を置き、補償の対象となるボランティア活動を行う団体。（団体の指導者、育成者および構成員を含む）

市内に活動の拠点を置き、 に準ずる活動を行う人。（小学生以上）

上記 および の活動者が、やむを得ない事情によりボランティア活動に同行させる、市へ登録された未就学児。（詳細は『市民活動サポート補償制度同行者補償登録の手引き』を参照）

原則として市内で行われる、補償対象となるボランティア活動に、あらかじめ名簿登録し、一時的・臨時的に参加し活動する人（小学生以上）など。

(3) 補償の種類と主な支払補償金額

損害賠償責任補償

ボランティア活動中、ボランティア活動者などが過失により他人の生命、身体および財物、保管物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負った場合。

区分	適用	補償金額
身体賠償	1名につき	最高 1億円
	1事故につき	最高 5億円
財物賠償	1事故につき	最高 1,000万円
保管物賠償	1事故につき	最高 500万円

傷害補償

ボランティア活動中にボランティア活動者などが死亡または負傷した場合。

区分	適用	補償金額
死亡		500万円 (熱中症等は300万円)
入院	事故の日から180日を限度として	日額 3,000円
通院	事故の日から180日までの間において90日を限度として	日額 2,000円

熱中症等とは、熱中症（熱射病・日射病）並びに細菌性・ウイルス性食中毒

特定疾病補償

- ア 急性心疾患（心筋梗塞、急性心不全等）、急性脳疾患（くも膜下出血、脳内出血等）を原因としてボランティア活動中または市主催行事中に死亡または発症し、かつ、病院に搬送され、そのまま退院することなく30日以内に死亡した場合。
- イ アに記載の疾患並びに熱中症等以外の疾患を、ボランティア活動中または市主催行事中に発症し、発症してから24時間以内に死亡したことが医師の診断により明らかであって、かつ、死亡原因となる疾患名が特定できる場合。
ただし急性アルコール中毒等、公序良俗に反する行為により発症したものは除きます。

区分	適用	補償金額
死亡	上記ア・イのいずれかに該当する場合	50万円

入院とは、医師による治療が必要な場合において、自宅での治療が困難なため、健康保険制度の対象となっている病院または診療所へ入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

通院とは、医師による治療が必要な場合において、健康保険制度の対象となっている病院または診療所に通い、医師の治療を受けることをいいます。（接骨院への通院は一定の割合認定で対象）

(4) 対象とならない事故の例（主な免責事項・適用除外事故など）

共通事項

故意による事故、戦争・労働争議などによる事故、地震・噴火・津波などの自然災害に起因する事故（ただし、天災ボランティア活動者の場合は除く）、労災・公務災害の適用を受ける事故など。

損害賠償責任事故

自動車・オートバイなど車両に起因する事故、動物に起因する事故、施設の修理などの工事に起因する事故、医療行為に起因する事故、法律上の賠償責任が発生しない事故、名誉毀損、同居の親族に対して負担するものなど。

傷害事故および特定疾病事故

自殺行為・犯罪行為による事故、無免許・酒酔い等の運転による事故、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの、疾病・心神喪失による事故（ただし、特定疾病事故に該当する場合は除く）、銃器を使用する害獣駆除活動、野焼き・山焼きの事故など。

(5) その他

市民活動サポート補償制度では、市が行う事業でボランティア活動を行う方の事故、市が主催する行事で参加者名簿に登録された参加者の参加中の事故、天災ボランティア活動者の事故に対しても、事故内容に応じた補償があります。（については損害賠償補償対象外 については傷害事故のみ補償対象）

2. 補償制度を利用するには？

保険料の個人費用負担はありませんが、補償期間は事故の日から180日が限度になります。

ボランティア活動者については、市への事前登録手続きはありません。事故が発生した場合、直接または市の関係課を通して速やかに市民協働推進課へご連絡ください。

ボランティア活動者が同行する未就学児については、市への登録申請が必要です。

ボランティア活動者が、やむを得ない事情によりボランティア活動に同行させる未就学児については、各ボランティア団体などに、保護者である活動者とともに名簿登録をした上で、市へ登録の申請が必要です。詳細は『市民活動サポート補償制度同行者補償登録の手引き』を参照してください。

事故が起こったときには、ボランティア活動団体等の、名簿・規約・年間事業計画書・活動スケジュール・活動者出席名簿・活動範囲図などの書類が必要となりますので、日頃から備えておいてください。

3. 事故が発生したら？(手続きの流れ)

(1) 事故の発生

(2) 市民協働推進課へ直接、または市の関係課を通して事故の報告をしてください。
事故の状況を確認した上で、「事故報告書」を送付しますので必要事項を記入・押印してください。

事故日から10日を過ぎると、「遅延理由書」が必要になります。また、事故日から30日を過ぎると、保険契約上補償金が支払われない場合があります。

(3) 「事故報告書」に下記の書類を添えて市民協働推進課へ提出してください。

団体の規約・会則など	}	団体総会資料などでも可
年間事業計画書・月間事業計画書など		
団体の活動者名簿(名前・住所)が確認できる資料		
事故当日の活動内容(日時、場所、活動者名)が確認できる資料		
事故状況図(防犯パトロールや活動の往復途上での事故の場合は、活動の範囲・ルートが確認できるように、赤ペンなどで印をつけた地図が必要)		

(4) 市民協働推進課が保険会社に報告し、事故が本制度の対象となるか審査します。
対象となった場合は「補償金請求書」を送付しますので必要事項を記入・押印してください。

(5) 「補償金請求書」に次の書類を添えて市民協働推進課へ提出してください。

通院・入院を証する領収書の写しなど
損害賠償責任事故は、保険会社の承認を得た示談成立後に提出してください。承認なしに示談されると補償金が支払われない場合があります。
傷害事故および特定疾病事故は、治療が終わってから提出してください。ただし、入院・通院の日数には限度がありますので、治療が終わっていても限度に達しましたら補償金請求書等を提出してください。

(6) 保険会社から対象者の口座へ振り込みにより補償金支払
補償金支払通知の送付はございません。

4. 市民活動サポート補償制度Q & A

(1) 対象となる事故Q & A

Q 1 : 小学生の下校時の見守り活動ボランティアを行っていたところ、自転車に乗った歩行人がカーブを曲がりきれず活動者に突っ込んできて、右腕に切傷を負い病院へ通院しました。傷害事故の対象となりますか？

A 1 : 対象となります。

なお、ボランティア活動者自身の傷害事故については自動車事故の場合も対象となります。保険会社への事故報告書提出時、警察署発行の事故証明書が必要になりますので、事故が発生した際は必ず警察へ連絡してください。

Q 2 : 地域の有志で立ち上げた公園清掃ボランティアグループに所属している者です。活動日当日、活動場所へ歩いて向かっていたところ歩道を踏みはずし、左足首を骨折したため病院へ通院しました。活動前ですが、傷害事故の対象となりますか？

A 2 : 事前に活動日当日の活動者出席名簿（役割分担表など）に登録されていれば、自宅と活動場所の通常の往復経路途上の事故も対象となります。ただし、私用で別の場所へ立ち寄った場合などは対象となりません。

Q 3 : 森林ボランティア活動を行う際に、チェーンソーを使用します。チェーンソーで負傷し病院へ通院しましたが、傷害事故の対象になりますか？

A 3 : チェーンソーなどのエンジン式草刈機や電動機付き草刈機によるボランティア活動中の事故は対象となります。

Q 4 : 独居老人の生活ボランティアで、芝生の手入れを刈り払い機で行っていたら、小石をはじいて、自分の額を病院で2針縫いました。傷害事故の対象になりますか？

A 4 : 対象となります。草刈り機・刈り払い機については、正しい使用法の下で発生した事故については対象となります。

Q 5 : 歩道の植栽ボランティア活動で、活動者3人がスズメバチに刺され救急車で搬送されました。2日間の入院の後、現在は通院しています。傷害事故の対象にはなりませんか？

A 5 : スズメバチやヒルなどの害虫による傷害等によって死亡または入院・通院した場合は対象となります。蚊は対象となりません。

Q 6 : 自治会の夏祭りの準備活動を行っていたところ、来賓席のテントを張っていた役員が突然倒れ、残念なことにその日の夜に亡くなりました。病名は心臓発作と診断されましたが、特定疾病事故の対象となりますか？

A 6 : 死亡診断書の提出や慢性疾患・既往症の有無など、保険会社による詳細な調査の結果、急性心疾患と診断されれば対象となります。

Q 7 : 市内の病院に入院中の子供たちに、絵本の読み聞かせを行うボランティアサークルに所属しています。この度、相模原市から町田市に引っ越しましたが、引き続き活動を続けています。相模原市民でなくても、補償の対象になりますか？

A 7 : 相模原市内に活動の拠点を置いていれば、対象となります。逆に、相模原市在住の方でも、活動の拠点が相模原市になければ対象となりません。

(2) 対象とならない事故 Q & A

Q 1 : 自治会主催のソフトボール大会で、選手が競技中に転倒して右膝にヒビがはいり、病院へ通院しました。傷害事故の対象となりますか？

A 1 : 選手は対象となりません。役員や審判員などの大会運営スタッフの方は対象となります。スポーツ活動の指導者(審判員など)であることを確認するため、役割分担表などの書類が必要です。

Q 2 : 河川清掃ボランティア活動のため、自家用車で現地へ向かう途中に交通事故を起こし、主婦に怪我をさせてしまいました。損害賠償責任事故の対象となりますか？

A 2 : 車両に起因する損害賠償責任事故は対象となりません。

Q 3 : 自治会主催の夏祭り会場で、見物客の幼稚園児が転び、顔や腕などに擦傷を負いました。病院へ1日通院したそうです。この他にも、見物客が怪我をして通院したケースが数件ありましたが、これらは傷害事故の対象になりますか？

A 3 : 対象になりません。見物客や選手など、ボランティア活動者でない方の事故は対象となりません。

Q 4 : 地域の昔あそびサークルで、子供達に竹とんぼ作りを教えていた時、ナイフで指先を切りましたが、軽傷だったので病院へは行きませんでした。それでも対象になりますか？

A 4 : 病院への入院・通院がない場合は、対象となりません。

Q 5：里山保全ボランティア活動の一環として、春に野焼きを予定しています。もし事故があったら、補償の対象になるのでしょうか？

A 5：里山保全ボランティア活動の一環であっても、野焼き・山焼きを行う活動は対象となりません。なお、下草刈りやゴミ拾いなどの活動は対象となります。

Q 6：自家用車でお年寄りのための通所ボランティアをやっています。交差点で停車していたところ後続車に追突されて、同乗していたお年寄りとその娘さんが頭部打撲のため通院しました。傷害補償の対象となりますか？

A 6：対象となりません。市民活動サポート補償制度対象となるのは、ボランティア活動者です。

Q 7：日頃から緑道のゴミ拾いボランティアを行っています。夏休み中ということで、事前に数人の高校生が活動に参加したいと申し込んでくれました。活動日当日、一人の高校生が暑さのために体調を崩してしまいました。熱中症の症状が見られたとのことですが、病院へは行かず、2日間ほど自宅療養していたそうです。傷害事故の対象となりますか？

A 7：傷害事故については、病院への入院・通院をして、医師による診断を受けた上でなければ対象にはなりません。今回の場合、病院へ行っていないため、熱中症の症状があったとしても、対象にはなりません。

Q 8：年末の自治会主催の地域清掃時、副会長が側溝の蓋を持ち上げた後、腰に痛みがあるということで、整形外科へ通院しました。傷害補償の対象となりますか？

A 8：対象となりません。腰痛または頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）で他覚症状（外から見て確認できる腫れや内出血など）のないものは、補償はありません。

Q 9：防犯パトロール隊のメンバーになっているのですが、3歳の娘を一人で家に残していけないので、いつも連れて行っています。先日、二人一緒に自転車とぶつかりそうになりましたが、万が一事故にあった場合、娘も傷害補償の対象となりますか？

A 9：継続的なボランティア活動者が、やむを得ない事情によりボランティア活動に同行させる未就学児については、それぞれの団体で保護者である活動者とともに名簿登録をした上で、市へ登録申請することによって、補償対象とすることができます。（詳細は『市民活動サポート補償制度同行者補償登録の手引き』参照）

事故が発生した場合、発生状況や事故内容を詳しく確認した上で、補償の可否を判断いたします。ご質問・お問い合わせなどは市民協働推進課へ。

5. 安全に活動するために...

ボランティア活動者の皆さんが、事故に遭うことなく安全に活動を続けて下さること、このことが、ボランティアを必要とする方々や地域を支えることに繋がります。事故を未然に防ぐためにも、以下のことを日頃から心掛けてみてください。

活動の計画を綿密に立てましょう！

- 活動者の役割分担は、経験・体力・年齢などを考慮して決めていますか？
- 活動場所について、危険箇所のチェックや事故防止策を立てていますか？
- 活動日当日の天候や気温などを考慮した、無理のない活動計画を立てていますか？
- 休憩時間など活動スケジュールに十分な余裕はありますか？
- 道具を使用する場合、使用前の点検を行っていますか？

活動者の皆さんで、安全についての情報を共有しましょう！

- 危険な状況に遭遇した場合の対応策について、日頃から話し合っていますか？
- 活動記録を残す、反省会を開くなど、活動を振り返る場はありますか？

相模原市
マスコットキャラクター
さがみん



市民活動サポート補償制度についてのご質問・お問い合わせ先

〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 相模原市役所

市民局 市民協働推進課

電話：042-769-8226（直通）

FAX：042-754-7990

相模原市市民活動サポート補償制度の手引き 2007年5月作成

2012年5月改訂

2013年5月改訂

2014年5月改訂

2015年5月改訂